岡山県農林水産部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領

第１　趣旨

この試行要領は、岡山県農林水産部の所管する工事におけるＩＣＴ活用工事の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

第２　ＩＣＴ活用工事の定義

（１）ＩＣＴ活用工事は、次に掲げる施工プロセスにおいて、ＩＣＴを全部又は一部に活用する工事とする。

ただし、一部に活用する場合は②、④及び⑤での活用は必須とする。（該当プロセスがない工種は除く。）

①　３次元起工測量
②　３次元設計データ作成
③　ＩＣＴ建設機械による施工
④　３次元出来形管理等の施工管理
⑤　３次元データの納品

（２）ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、岡山県土木工事共通仕様書、農業土木専門工事関係共通仕様書、森林土木専門工事共通仕様書、国土交通省が定める要領、農林水産省が定めるガイドライン及び林野庁が定める要領等に基づいて行うものとする。

なお、農業土木工事については農林水産省のガイドラインを、森林土木工事については林野庁の要領を優先する。

第３　対象工事

原則として、岡山県農林水産部が発注する工事のうち、営繕工事を除く全ての工事を対象とする。

ただし、以下に該当するものは、対象としない。

ア　国のガイドライン等の適用範囲に該当しないもの
イ　岡山県土木工事施工管理基準に基づく出来形管理を行わないもの
　（例）土砂搬出のみの工事、維持・補修等
ウ　緊急を要するもの
エ　予算上の制約があるもの
オ　発注者がＩＣＴの活用の必要がないと認めるもの

第４　実施手続

（１）ＩＣＴ活用工事の発注方式は、発注者の指定によってＩＣＴ活用工事を実施する「発注者指定型」及び契約締結後に、受注者の希望によりＩＣＴ活用工事を実施する「施工者希望型」とし、それぞれ次に揚げる工事に適用する。

１）発注者指定型
　第３に規定する工事のうち土工数量が 1,000m3 以上を目安として発注者が設定した工事
２）施工者希望型
　第３に規定する工事のうち発注者指定型以外の工事

なお、発注者指定型では、受注者の責に帰すべき事由がない場合を除き、第２（１）に規定する全ての施工プロセスでＩＣＴを活用することとし、施工者希望型においては、施工プロセスの一部に活用することも可とする。

（２）発注者は、ＩＣＴ活用工事の発注に際しては、特記仕様書において当該発注工事に係る工事がＩＣＴ活用工事の対象であることを明示するものとする。

なお、特記仕様書の記載例は、別添１のとおりとする。

（３）受注者は、契約後、施工計画書の提出前に、ＩＣＴ活用工事の実施希望の有無（発注者がＩＣＴ活用することを指定している部分を除く。）、ＩＣＴ活用内容、施工範囲等を発注者と協議するものとする。
（４）ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、契約締結後、受注者からＩＣＴ活用工事の実施の申入れがあり、発注者が適当と認める場合は、この要領を適用するものとする。

第５　工事成績評定における評価

ＩＣＴ活用工事を実施した場合の工事成績評定は、監督員の考査項目である「創意工夫」において評価するものとする。

第６　ＩＣＴ活用工事における管理

監督員及び検査員は、ＩＣＴ活用工事の活用効果に関する調査等のため、別途費用を計上して従来手法による管理を受注者に実施させる場合を除き、重複して管理を求めないものとする。

第７　工事費の積算

（１）発注者指定型

当初は、通常の工事として積算し、発注するものとする。

契約後、受発注者協議を経てＩＣＴ活用工事を実施する項目及び現場でのＩＣＴ施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

（２）施工者希望型

当初は、通常の工事として積算し、発注するものとする。

契約後、受注者からの提案により受発注者協議を経てＩＣＴ活用工事を実施する場合は、現場でのＩＣＴ施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行うものとする。

（３）積算基準

ＩＣＴ活用工事に係る積算は、「岡山県土地改良工事積算基準」、「治山林道必携（積算・施工編）」、「岡山県土木工事標準積算基準」、農林水産省が定めるガイドライン、林野庁が定める要領及び国土交通省が定める要領によるものとする。これらに掲載がないもの及び適用範囲を超える場合については、見積りによるものとする。

第８　調査等

発注者がＩＣＴ活用工事の活用効果等に関する調査を実施する場合には、受注者はこれに協力するように努めるものとする。

この場合において、調査の内容、時期等については、その都度、受注者に別途指示するものとする。

第９　履行証明書

発注者は、ＩＣＴ活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、別添２のＩＣＴ活用工事履行証明書を発行するものとする。

第１０　その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度定める。

附　則

この要領は、令和６年４月１日から施行し、単価適用年月日が令和６年４月１日以降の工事から適用する。

附　則

この要領は、令和６年５月１日から施行し、施行日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。

附　則

この要領は、令和６年１１月１日から施行し、単価適用日が令和６年１１月１日以降の工事から適用する。

附　則

この要領は、令和７年１１月１日から施行し、単価適用日が同日以降の工事から適用する。

ただし、該当工事のうち、令和７年度に入札公告又は指名通知を行い、発注当初の工期末が当該年度内に設定されている工事の第５の適用については、土工のみを評価し、土工以外の評価はしないことにする。

附　則

この要領は、令和８年１１月１日から施行し、単価適用日が令和８年１１月１日以降の工事から適用する。

別添１

特　記　仕　様　書

土木工事共通仕様書に対する特記及び追加仕様事項は、下記のとおりとする。

項　　目	特　記　事　項
ＩＣＴ活用工事について	ＩＣＴ活用工事対象工事（施工者希望型）の場合本内容を記載して下さい。 受注者は、本工事においてＩＣＴを活用する工種について希望がある場合は、監督員と下記に基づき協議できるものとする。協議の結果、ＩＣＴ活用の効果が見込まれると判断される場合は、ＩＣＴ活用工事として実施するものとする。 **第１条　ＩＣＴ活用工事について** １　ＩＣＴ活用工事 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき実施するＩＣＴ活用工事である。 なお、ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、別途定める「岡山県農林水産部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領（以下「試行要領」という）」により実施することとする。 ※国が定める工種別の実施要領・積算要領については、令和８年度のものを参照することとする。 **２　定義** (1) i-Construction とは、ＩＣＴの活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産プロセスの最適化を図る取り組みである。本工事では、受注者の希望により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 (2) ＩＣＴ活用工事とは、建設生産プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とする。（該当プロセスがない工種は除く。） ①　３次元起工測量 ②　３次元設計データ作成 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ④　３次元出来形管理等の施工管理 ⑤　３次元データの納品

項　　目	特　記　事　項
	第２条 適用工種 本工事では、受注者がＩＣＴ活用工事を行う希望があり、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が調った工種において本特記仕様書を適用する。 **第３条 ＩＣＴ活用工事の実施方法** １　受注者は、ＩＣＴ活用工事を行う希望がある場合、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が調った場合に下記２～８によりＩＣＴ活用工事を行うことができる。 ２　原則、本工事の適用工種にて適用することとし、ＩＣＴの活用内容、対象範囲等について監督員と協議するものとする。実施内容等については、施工計画書に記載するものとする。 なお、本工事で法面整形工のＩＣＴ活用を希望する場合は、他の土工（掘削、盛土(１箇所当たりの施工土量が100ｍ３以下の掘削を除く)）についても同様の施工プロセスにおいてＩＣＴ活用を実施すること。 ３　ＩＣＴを活用し、次の施工を実施する。 ①　３次元起工測量 受注者は、本工事の起工測量において、試行要領により３次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 ※測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。 ②　３次元設計データ作成 受注者は、設計図書や３①で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ３②で得られた３次元設計データ又は施工用に作成した３次元データを用いて、ＩＣＴ建設機械により施工を実施する。 ④　３次元出来形管理等の施工管理 工事の施工管理において、試行要領により、ＩＣＴを用いた出来形管理及び品質管理を実施する。 ⑤　３次元データの納品 ３④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として納品するとともに、電子成果品については、岡山県電子納品ガイドライン（案）に定めるフォルダ（ICON又はNNICT）に格納することとする。 ４　上記３①～⑤を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーシ

項　　目	特　記　事　項
	ョン・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。 　発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。 ５　上記３①～⑤で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督員に提出すること。 ６　試行要領の基準類にある土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。 ７　受注者は、必要に応じてＩＣＴ活用効果等に関する調査（施工合理化調査、アンケート調査等）に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。 ８　本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。 **第４条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について** １．図面 　図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。 　なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。 **第５条　ＩＣＴ活用工事の費用について** 　ＩＣＴ活用工事の費用については、当初は通常工事として積算発注している。 　契約後、受注者から提案により受発注者協議を経てＩＣＴ活用工事を実施する場合は、現場でのＩＣＴ施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行う。 **第６条 履行証明書について** 　ＩＣＴ活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、ＩＣＴ活用工事履行証明書を発行するものとする。

項　　目	特　記　事　項
ＩＣＴ活用工事について	ＩＣＴ活用工事対象工事（発注者指定型）の場合本内容を記載して下さい。 本工事は、ＩＣＴ活用工事（発注者指定型）の対象工事であり、下記に基づき監督員と協議すること。 **第１条　ＩＣＴ活用工事について** １　ＩＣＴ活用工事 本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき実施するＩＣＴ活用工事である。なお、ＩＣＴ活用工事の実施に当たっては、別途定める「岡山県農林水産部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領（以下「試行要領」という）」により実施することとする。 ※国が定める工種別の実施要領・積算要領については、令和８年度のものを参照することとする。 ２　定義 (1) i-Construction とは、ＩＣＴの活用、規格の標準化、施工時期の平準化等の施策を建設現場に導入することによって、建設生産プロセスの最適化を図る取り組みである。本工事では、発注者の指定により、その実現に向けてＩＣＴを活用した工事（ＩＣＴ活用工事）を実施するものとする。 (2) ＩＣＴ活用工事とは、建設生産プロセスの下記段階において、ＩＣＴを全部又は一部に活用する工事である。ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とする。（当該プロセスがない工種は除く。） ① ３次元起工測量 ② ３次元設計データ作成 ③ ＩＣＴ建設機械による施工 ④ ３次元出来形管理等の施工管理 ⑤ ３次元データの納品 **第２条 適用工種** 本工事では、土工（※１）の掘削（※２）において本特記仕様書を適用する。 工事内容により選択して下記を記載する ※１：「土工」、「ほ場整備工」、「舗装工」及び「治山土工」などの国のガイドライン等に記載がある工種を選択して記載すること。

項　　目	特　記　事　項
	※２：「掘削」、「床堀」、「盛土」及び「法面整形」などの国のガイドライン等に記載がある工種を選択して記載すること。 **第３条　ＩＣＴ活用工事の実施方法** １　受注者は、契約締結後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、下記２～８によりＩＣＴ活用工事を行う。また、設計図書に指定された土工以外の工種にＩＣＴ施工技術の活用を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督員へ提案・協議を行い、協議が整った場合、ＩＣＴ施工技術の活用を行うことができる。 ２　原則、本工事においては、受注者の責に帰すべき事由がない場合を除いて、上記①～⑤の全ての段階でＩＣＴ施工技術を活用することとする。 受注者は、具体的な工事内容及び数量・対象範囲を明示し、監督員と協議するものとする。なお、土工以外の工種に関するＩＣＴ施工技術の活用を提案・協議した場合は、土工と共に実施内容等について施工計画書に記載するものとする。 ３　ＩＣＴを活用し、次の施工を実施する。 ①　３次元起工測量 受注者は、本工事の起工測量において、試行要領により３次元測量データを取得するために測量を行うものとする。 ※測量に際しては、伐採後の現況地形において行うこと。 ②　３次元設計データ作成 受注者は、設計図書や３①で得られたデータを用いて、３次元出来形管理を行うための３次元設計データを作成する。 ③　ＩＣＴ建設機械による施工 ３②で得られた３次元設計データ又は施工用に作成した３次元データを用いて、下記のＩＣＴ建設機械により施工を実施する。 ④　３次元出来形管理等の施工管理 工事の施工管理において、試行要領により、ＩＣＴを用いた出来形管理及び品質管理を実施する。 ⑤　３次元データの納品 ３④により確認された３次元施工管理データを、工事完成図書として納品するとともに、電子成果品については、岡山県電子納品ガイドライン（案）に定めるフォルダ（ICON又はNNICT）に格納することとする。 ４　上記３①～⑤を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督員と協議するものとする。

項　　目	特　記　事　項
	発注者は、３次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したＣＡＤデータを受注者に貸与する。また、ＩＣＴ活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。 ５　上記３①～⑤で使用するＩＣＴ機器に入力した３次元設計データを監督員に提出すること。 ６　試行要領の基準類にある土木工事施工管理基準（案）に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測出来る場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。 ７　受注者は、必要に応じてＩＣＴ活用効果等に関する調査（施工合理化調査、アンケート調査等）に協力するものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。 ８　本特記仕様書に疑義を生じた場合または記載のない事項については、監督員と協議するものとする。 **第４条　ＩＣＴ活用工事における適用（用語の定義）について** １．図面 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更または追加された設計図、工事完成図、３次元モデルを復元可能なデータ（以下「３次元データ」という。）等をいう。 なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督員が書面により承諾した図面を含むものとする。 **第５条　ＩＣＴ活用工事の費用について** ＩＣＴ活用工事の費用については、当初は通常工事として積算発注している。 契約後、受発注者協議を経てＩＣＴ活用工事を実施する項目及び現場でのＩＣＴ施工の実績により設計を変更し、落札率を乗じた価格により変更契約を行う。 **第６条　履行証明書について** ＩＣＴ活用工事を実施し、しゅん功検査に合格した受注者に対して、ＩＣＴ活用工事履行証明書を発行するものとする。

項　　目	特　記　事　項
ICT活用工事について	ICT活用工事対象外の場合、本内容を記載して下さい。 本工事は、ＩＣＴ活用工事の対象外である。

別添２

年　　月　　日

（会社名）
（代表者氏名）　　殿

岡山県○○県民局農林水産事業部長　　印

ＩＣＴ活用工事履行証明書

下記工事について、岡山県農林水産部所管工事におけるＩＣＴ活用工事試行要領に基づくＩＣＴ活用工事の履行を証明する。

記

１　工　　事　　名：
２　工　事　場　所：
３　工　　期：　　年　　月　　日から
　　年　　月　　日まで
４　請　負　金　額：　　円
５　契　約　年　月　日：　　年　　月　　日
６　現　場　代　理　人：
７　主任（監理）技術者：
８　ＩＣＴ活用内容：（５つの施工プロセスのうち、ＩＣＴを活用したプロセスを記入）